## 要保護・準要保護児童生徒の就学援助について

小中学校の児童・生徒で、経済的理由により就学が困難な保護者に対して、必要な援助を行い、義務教育を円滑に実施する制度です。

●**対象者**　上島町立の小・中学校に在学している児童・生徒の保護者で、次のいずれかに該当する人
・生活保護法に規定する保護の対象となっている人（教育扶助の範囲以外での援助となります。）
・児童扶養手当の支給を受けている人
・生活保護の停止または廃止の決定を受けた人
・その他病気、災害、解雇など特別な事情により、経済的に就学に困っている人

●**対象期間**
年度内（4月1日～3月31日）
※毎年度申請が必要です。

●**申請期間**
当初申請時期（6月中旬予定）
・当初申請期限日までに申請受付された方は、4月以降に対象基準を満たした日から対象となります。
・当初申請期限日の翌日以降に申請受付された方は、申請受付日からの援助対象となります。

●**申込方法**
「就学援助希望申請書」に必要事項を記入のうえ、準要保護の認定基準に基づく各証明書等を添付し上島町教育委員会学校教育課または学校に提出してください。申請書は、上島町教育委員会学校教育課または学校にあります。

●**問い合わせ**　上島町教育委員会学校教育課　☎77-2207

## 教科書展示会の開催について

令和6年度教科書展示会を次のとおり開催いたします。

今年度は中学校の教科書採択があります。令和7年度以降に子どもたちが使用する教科書をご覧になって、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

なお、高校の教科書も展示しております。一般の方も自由にご覧いただけますので、ぜひお立ち寄りください。

●**期間**　6月14日（金）～7月7日（日）
●**時間**　8時30分～17時15分
●**会場**　せとうち交流館（朗読室）
※閉館日はありません。
●**問い合わせ**
上島町教育委員会学校教育課
☎77-2207

## 重度心身障害者・ひとり親家庭医療費受給者証の更新について

**重度心身障害者・ひとり親家庭医療費受給者証をお持ちの方へ**

現在お持ちの受給者証は有効期限が令和6年6月30日までとなっていますので、更新の手続きが必要になります。7月1日からは新しい受給者証に変わります。6月中旬に更新申請書を対象者に送付します。**更新は、6月28日（金）まで行っていますので、住民課または町民生活課にて手続きを行ってください。**ご不明な点等ございましたら、住民課または町民生活課にお問い合わせください。

●**問い合わせ**
弓削　住民課　☎77-2503
生名町民生活課　☎76-3000
岩城町民生活課　☎75-2500
魚島町民生活課　☎78-0011

## 人権擁護委員の日

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

私たちの町の相談パートナーである人権擁護委員は、人権を侵害された被害者の救済や人権相談活動のほか、人権尊重思想の普及・高揚を図るための啓発活動に取り組んでいます。差別、嫌がらせ、暴行、虐待、体罰、いじめ、プライバシーの侵害など、人権問題でお困りの方は、お近くの人権擁護委員にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。なお人権相談専用ダイヤルは、次のとおりです（外国語人権相談ダイヤルのみ午前9時から午後5時まで、それ以外の相談は、午前8時30分から午後5時15分まで）。

**子どもの人権に関する相談は**
「子どもの人権110番」
☎0120-007-110

**女性の人権に関する相談は**
「女性の人権ホットライン」
☎0570-070-810

**日本語を自由に話すことができない外国人の方は**
「外国語人権相談ダイヤル」
☎0570-090-911
（9時から17時まで）

**それ以外の人権に関する相談は**
「みんなの人権110番」
☎0570-003-110

●**上島町の人権擁護委員**
魚島地区　中村　一義
弓削地区　宮川　阪光
生名地区　村上貴志夫
岩城地区　古本　貢（6月30日まで）
宮本　直樹（7月1日から）





## 身近な景観づくり活動に取り組んでみませんか

景観づくりに取り組む団体・グループを募集しています。

団体・グループは、既存の団体でも、新たにつくる団体でも結構です。ご近所の方との協同グループや趣味サークルなどによる活動も対象です。現在、活動をしていただいている団体の方には、公園周辺の草刈りや山道草刈り、花の苗を公共的な場所に植えたり、県道沿い植樹帯管理を行っていただいております。上島町景観計画に則して、継続的に行っていただける活動に必要な原材料の支給などの支援を行っていますので、身近なところから景観をよくしていく活動に取り組んでみませんか。

●**景観づくり団体の申込・問い合わせ先**
上島町弓削総合支所　企画情報課
☎0897-77-2500
FAX 0897-77-4011
※新たに活動支援を受けるには景観づくり団体への認定が必要です。

## 令和6年度 狩猟等免許取得のご案内

上島町では、イノシシ等による農作物への被害が多発しており、捕獲隊の方が有害鳥獣の駆除を行っていますが、人手が不足しているのが現状です。

農家の方、定年退職をされた方、イノシシの出没により不安を感じている町民の皆さま、狩猟免許を取得してイノシシの捕獲をしてみませんか。

町では、狩猟免許取得後に捕獲隊へ入会される方へは、次のとおり補助します。

**○狩猟免許取得・更新定額補助**
10／10

**○猟銃の所持許可取得・更新、猟銃の購入に係る費用　10／10（上限50万円）**
狩猟免許取得を希望される方は、農林水産課（岩城）、産業建設課（魚島）の有害鳥獣係までお問い合わせください。

●**問い合わせ**
**農林水産課（岩城）☎75-2500**
**産業建設課（魚島）☎78-0011**

## ●児童手当制度のお知らせ

令和4年6月から、児童手当制度の一部が改正され、毎年6月1日現在の受給者の状況を住民基本台帳等で確認します。現況届は、**原則提出が不要**となりました。
※ただし、下記のいずれかにあてはまる受給者は、引き続き現況届や必要書類の提出が必要となります。なお、現況届の提出がない場合、6月以降の手当が受けられなくなりますので必ずご提出ください。

**【現況届が必要な方】**
・配偶者から暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
・離婚協議中で配偶者と別居されている方
・支給要件児童の戸籍がない方
・その他　上島町から提出の案内があった方
※養育する児童と別居している場合には、「別居監護申立書」が必要です。

**【所得制限限度額・所得上限限度額について】**

所得が「所得制限限度額」以上「所得上限限度額」未満の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5千円）を支給します。所得が「所得上限限度額」以上の場合、児童手当等は支給されません。これまで手当が支給されていなかった方で、令和6年度の所得が「所得上限限度額」を下回った方については、認定請求書の提出が必要となります。

| | ① 所得制限限度額 | | ② 所得上限限度額 | |
|---|---|---|---|---|
| 扶養親族等の数 | 所得額 | 収入額の目安（給与収入のみ） | 所得額 | 収入額の目安（給与収入のみ） |
| 0人 | 622万円 | 833万3千円 | 858万円 | 1,071万円 |
| 1人 | 660万円 | 875万6千円 | 896万円 | 1,124万円 |
| 2人 | 698万円 | 917万8千円 | 934万円 | 1,162万円 |
| 3人 | 736万円 | 960万円 | 972万円 | 1,200万円 |
| 4人 | 774万円 | 1,002万円 | 1,010万円 | 1,238万円 |
| 5人 | 812万円 | 1,040万円 | 1,048万円 | 1,276万円 |

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日おいて生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額は1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上のものに限ります。）または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

●**問い合わせ**
弓削 住民課　☎77－2503　生名 町民生活課☎76－3000
岩城 町民生活課☎75－2500　魚島 町民生活課☎78－0011